

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号		
不利益処分の種類	登録容器等製造業者への災害防止命令	根拠条項	第49条の30		
処分基準	<p>容器にあつては、法第44条第4項の規格に、付属品にあつては、法第49条の2第4項の規格に適合していないものを製造したことにより、当該容器又は当該付属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生する恐れがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 危機管理防災課	交付機関 危機管理防災課	目次NO